【住民基本台帳法】

(目的)

第1条 この法律は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の 登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に 関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図 るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定 め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合 理化に資することを目的とする。

(住民票の記載事項)

- 第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載をする。
 - 一 氏名
 - 二 出生の年月日
 - 三 男女の別
 - 四~六〔略〕
 - 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者について は、その住所を定めた年月日
 - 八~十二〔略〕
 - 十三 住民票コード
 - 十四〔略〕

(都道府県知事への通知)

第30条の5 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項(同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項(住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項)並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

(都道府県における本人確認情報等の利用)

- 第30条の8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。
 - 一 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
 - 二 条例で定める事務を遂行するとき。
 - 三、四〔略〕
- 2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて 条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、

条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

3、4〔略〕

(都道府県の審議会の設置)

- 第30条の9 都道府県に、第30条の5第1項の規定による通知に係る本 人確認情報の保護に関する審議会(以下「都道府県の審議会」という。) を置く。
- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

【住民基本台帳法施行条例】

(審議会)

第2条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、山形県個人情報保護運営審議会とする。

【調査審議事項について(住民基本台帳法第30条の9第2項)】

- ア 住民基本台帳法上の権限事項(住民基本台帳法第30条の43第5項) 知事が住民票コードに係る告知要求禁止違反又はデータベース構成禁 止違反に対して中止命令を行う場合の意見提出
- イ その他の調査審議、建議事項(住民基本台帳法の施行に関する事務取 扱要綱)
 - (ア)本人確認情報の提供及び利用に関する条例の制定についての意見提出 出
 - a 県において利用する事務の範囲
 - b 提供先の機関と事務の範囲
 - (イ)苦情処理体制のあり方や具体的な問題の処理、改善策等についての 調査審議
 - (ウ)本人確認情報の保護に関しての運用上、制度上改善すべき点についての建議